

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第1号に対する意見)

諮問第1号については、平成29年9月12日に現地調査を実施し、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じること。
- 2 アスベストを含む廃棄物の搬入・搬出時の安全性を確保し、保管基準を十分遵守すること。
- 3 周辺住民との相互理解を深め、周辺地域の生活環境の増進に十分に配慮すること。また事業所稼働時間は担当者が常駐することに努め、更に不測の事態に対処できるような管理運営を行うこと。